

家庭訪問相談員による長期欠席（不登校）の 児童・生徒への支援 —A県3市の事例より—

伊藤秀樹¹⁾ 堀下歩美²⁾ 保坂 亨³⁾

¹⁾東京大学大学院教育学研究科・博士課程 日本学術振興会特別研究員

²⁾東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科・博士課程 ³⁾千葉大学・教育学部

Supports by home visiting adviser for long-term absent students
: Based on cases of 3cities

ITO Hideki¹⁾ HORISHITA Ayumi²⁾ HOSAKA Toru³⁾

¹⁾Graduate School of Education, The University of Tokyo, Japan, Doctral Course/Research Fellow of JSPS

²⁾Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University, Japan, Doctral Course

³⁾Faculty of Education, Chiba University, Japan

本研究では、長期欠席（不登校）の児童・生徒への支援の一環として教育委員会で行われている家庭訪問相談員事業について、A県3市の聞き取り調査の結果から、事業実施上の工夫と事業が抱える課題の背景・解決策を検討した。事業実施上の工夫については、活動の安全面の確保に焦点を当てて検討し、①学校・保護者・指導主事・相談員の4者による事前打ち合わせ、②支援事業の使い分け、③相談員の2人ペアでの家庭訪問、④保護者在宅時の訪問、という4つの工夫を見出した。事業が抱える課題については、①保護者の非協力・拒否、②義務教育終了後の対応、③支援の非継続性という3つの課題に着目し、その背景と解決策について検討を加えた。

キーワード：家庭訪問相談員（Home visiting adviser）、長期欠席（Long-term absent students）、不登校（Non-attendance at school）

1. はじめに

長期欠席（不登校）の児童・生徒への家庭訪問は、相談室や教育支援センター（適応指導教室）に通うことが難しいような児童・生徒に対する重要な支援策の一つとして挙げることができる。文部科学省における「不登校に関する調査研究協力者会議」の2003年の報告でも家庭訪問の重要性は認識されており、学校による「家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働きかけ」や、「公的な機関等による訪問型の支援の推進」の必要性について言及がなされている。そして現在、家庭訪問による支援の役割は、担任に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学生ボランティアであるメンタルフレンド、家庭訪問相談員などの多様なアクターが担っている。

これまで、長期欠席の子どもへの家庭訪問に関する先行研究の多くは、訪問した際の子ども・保護者への具体的な関わり方を検討課題に据えてきた（田畠2001、岩倉2003、長坂2006、張替2008など）。しかし、家庭訪問の実施が公的な機関によって組織化・制度化される流れの中で、それらの訪問活動がいかなる形態のもとで行われているのかということに、改めて着目していくべきだろう。

厚生労働省による「メンタルフレンド派遣事業」について検討した酒井・伊藤（2001）は、メンタルフレンドが学生ボランティアという「素人」であるがゆえの課題を指摘している。相手との関係の取り方について、カウンセリングの場であれば当然備わっているような外的な制限やアドバイスが少ないために、子どもとの関わりを自己のこととして全面的に負ってしまう危険性があるという。このように、家庭訪問を行う各事業には、さまざまな課題が隠されている可能性も高い。そのため、各事業がいかなる課題を抱えているのか、またその克服に向けて各機関でどのような工夫がなされているのかを検討し、事業の改善の糸口をたどっていく研究が必要とされる。

以上をふまえて本研究では、各市町村の教育委員会に置かれている家庭訪問相談員の事業を取り上げる。近年、長期欠席児童・生徒の支援のための家庭訪問相談員を置いている自治体は多い。そうしたなかで、家庭訪問相談員については、2005年に文部科学省による委託研究の報告書（横山利弘研究代表『不登校児童生徒の訪問型支援のあり方に関する調査研究』、以下『委託研究』と表記）が発行されている。『委託研究』では、各自治体の教育委員会・家庭訪問相談員への質問紙調査と自治体での現地調査をもとに、家庭訪問相談員事業の現状と課題を明らかにしている。

連絡先著者：保坂 亨

本研究では、『委託研究』の知見をさらに深めるために、以下の2点の分析課題を設定する。第一に、家庭訪問相談員の事業を運営していくうえで、各自治体でどのような工夫がなされているかについてである。具体的には、『委託研究』でもたびたび留意されている家庭訪問相談員の活動の安全性を確保するために、どのような工夫がありうるのかということを示す。第二に、家庭訪問相談員の事業が抱えるさまざまな課題にいかなる背景があり、それをふまえてどのような解決策が考えられるのかについてである。『委託研究』では、各自治体が指摘する課題が挙げられていたが、その背景にいかなる問題があるか、またどのように解決していけばよいかということについては検討が加えられていない。本研究では、『委託研究』でも課題として挙げられていた、①保護者の非協力・拒否、②義務教育終了後の対応、③支援の非継続性という3つの課題を取り上げ、それらをもたらず背景を探り、解決策について考察していく。なお、家庭訪問の法的位置づけとその限界については羽間・保坂・小木曾（2011）を参照されたい。

以下では、A県における3つの市での聞き取り調査をもとに、上記の分析課題を検討していく。

2. 方法

2009年10～12月に、A県内にあるX市、Y市、Z市3市の各教育センターにおける指導主事および統括リーダーら（各市1～2名、3市合計5名）を対象に、半構造化面接法を用いて聞き取り調査を行った。面接はそれぞれ1回で、それぞれの所要時間は1～2時間程度であった。質問の内容と回答については表1にまとめた。

3. 結果と考察

本節では、1項で3市の家庭訪問相談事業の活動について概要を述べた後、2項で3市の活動実態の比較から活動の安全面の確保に向けた工夫について検討する。そして3項で、事業が抱える3つの課題（①保護者の非協力・拒否、②義務教育終了後の対応、③支援の非継続性）を取り上げ、その背景と解決策についてデータをふまえて考察する。

3.1 3市それぞれにおける家庭訪問相談事業の概要

(1) X市

X市の家庭訪問相談員の派遣は、2003年度からスクーリングサポートネットワーク（SSN）¹⁾の一環として始まった。

相談員は、主に近隣のA大学の大学院に在籍し、心理学又は教育学を専攻するもの、又は卒業したものが行っている。毎年指導主事がA大学に出向き、大学院生を対象に授業内で家庭訪問相談員について説明及び募集を行っている。

相談員は、主に1人が1ケースを担当するという状態である。それぞれの訪問員の活動は、多くて週1回、2時間程度であり、実際には隔週（月2回）となることが多い。このように1か月間における活動回数が少ないた

めか、給与形態は報奨金という形で支給されることも特徴の1つである。

活動内容は、話し相手、遊び相手を主旨としており、学習指導を除いている。また、必ず保護者が在宅時に訪問するという決まりがあり、保護者が昼間仕事などで外出しなければならないような家庭には訪問しないこととなっている。なお、学生には対応が難しい家庭の場合は、教育事務所や指導課管轄の部署の支援事業につないでいる。このような事業間の役割分担は、一人ひとりの子どもに対してきめ細やかな対応を可能にするものであろう。

家庭訪問の目的はあくまで子どもの情緒の安定と自信の回復であり、訪問活動の結果学校につながっていくケースもあるものの、学校復帰を目的に掲げていないという点もX市の特徴である。

(2) Y市

Y市の家庭訪問相談員事業は、1995年度より、不登校児童生徒の増加に伴い、教育委員会学校相談部指導課によって長期欠席対策事業の一環としてスタートした。事業は2003年度に教育センターに移管され、教育相談部門が担当することとなった。

相談員は、教員免許の所有者、または大学で心理学を学んだ者が条件となる。なお、訪問自体は1ケースにつき週1回2時間程度であるが、会議等を含め週3回の勤務が基本である。ただし、非常勤の家庭訪問相談員であり、その条件下での勤務が可能である大学院生または就職活動中の学部卒業生が相談員の対象となっている。相談員は、近隣の大学等の教授に依頼し口コミで募集をかけているが、なかにはY市の教育支援センター（適応指導教室）等でボランティアを行ったのちに相談員になるケースもある。

Y市の特徴としては、不登校の児童生徒に対する一連の支援プログラムの中の一つとして、家庭訪問相談員事業が置かれているということが挙げられる。家庭訪問相談員事業の目的には、児童生徒自身が他人と関われることと同時に、学校生活への復帰や、中学校卒業後の進路先に通えるようになることが据えられている。そのため、家庭訪問から教育センターにおける個別面接、グループ面接、教育支援センター（適応指導教室）と段階を踏んで、やがて学校へつなぐという流れが、家庭訪問相談員を含めたそれぞれの事業の中で意識されている。

また、Y市では家庭訪問の目的として、学校支援ということも挙げられている。子どもを教育したい学校と子どもに教育を受けさせたい保護者との間の考えの行き違いを解消する、および学校が子どもの問題を抱え込まないようにするということが、家庭訪問相談員の活動における目標の一つとなっている。

相談員の活動内容としては、X市と同様学習指導はせず、話し相手、あるいはゲーム等のあそびをして過ごすことを中心としている。このY市の活動で留意したいのは、X市と大きく異なり、母親がパート等により家にいないケースが多いため、保護者不在時に訪問することが多い点である。この点は、のちに触れる相談員の安全面の確保ということを考えると、X市とは大きく異なる特徴である。

表1 3市の家庭訪問相談員事業の活動実態

		2009/10/28	2009/12/1	2009/12/25
		X市	Y市	Z市
被面接者		指導主事	主任指導主事 指導主事	統括リーダー 指導主事
訪問者		3名	2名	3名
相談員	対象	○大学院に在籍し、心理学又は教育学を専攻するもの。及び、大学院を卒業した者で、心理学又は教育学を専攻していたもの。 ○おもにA大学の大学院生 ○A大学へ出向き、授業内で説明し募集をかける	○教員免許所有者または大学で心理学を学んだ者が条件だが、学部生は週3日勤務が厳しいので、大学院生や就職活動中の学部卒業生 ○4つの大学等の相談関係の教授にお願いし、口コミで情報を広める ○X市の適応指導教室等でボランティアを行ったのちになるケースも	○退職校長や教員は学校教育部の紹介 ○心理学を学んだ、あるいは心理職を目指す若手は公募で募集している
	人数	○8名（平成21年度登録者）	○毎年10名（男性5名、女性5名）	○計19名 ・退職校長、教員4名 ・心理学を学んだ、あるいは心理職を目指す若手6名 ・教員免許を持ち、HPなどの公募に応募してきた9名（その多くが30～40代の女性）
	勤務形態	○非常勤 ○最多で週1回、2時間以内 ○隔週（月2回）が多い	○非常勤 ○週1回、2時間程度、午前または午後 ○週3回勤務 ○金曜の午後にケース会議兼報告会	○非常勤 ○週3回勤務、9～16時 ○訪問活動は週1日（月・火・木・金のいずれかに2人ずつペアで訪問）。残り2日は学習相談室で学習支援 ○水曜の午前に全体会議
	給与	※給与ではなく報償金という形で支給 ○SSN事業の頃は1回5,250円 ○現在は交通費込みで1回3,000円	○月給99,700円 ○勤務にかかる交通費1日につき上限600円 ○家庭訪問にかかる交通費は別途	○日額8,000円 ○交通費、ガソリン代、昼食は自己負担
	1人あたりのケース数	○1件	○上限5ケース	○7～10ケース持つ場合もあり
全ケース数	6件（平成19、20年度） 4件（平成21年度）	48～54ケース（過去5年）		
いつから始まったか + 導入の流れ	○平成6年度に生涯学習センター内に適応指導教室ができる ○平成15年度～家庭訪問相談員派遣 ○SSN事業の一環として始まる	○平成7年度～家庭訪問相談員派遣 ○不登校児童生徒の増加に伴い、教育委員会学校相談部指導課において、長期欠席対策の一環として始まった ○平成15年度X市教育センターに移管され、教育相談部門が担当することに	○平成2年度～家庭訪問相談員派遣 ○当時の教育長が力を持ち、先進的な取り組みを考えていた ○平成4年度～適応指導教室 ○平成14年度には学習相談室は設立されていた	
目 標	○情緒の安定や自信の回復（まずは話し相手になり、学校のことではあえて出さないが、結果的に学校につながっていくことはある）	○学校生活への復帰 ○学校支援（子どもを教育したい学校と、子どもに教育を受けさせたい親の行き違いをなくすこと、および学校が抱え込まないよう支援すること） ○他人と関われるようになること ○進路先に通えるようになること	○学校生活への復帰	
活 動 内 容	○話し相手、遊び相手というのが主旨であり、家庭での活動が基本だが、状況により、公民館、外でのキャッチボール等お金を使わない範囲で認める場合がある ○訪問は保護者在宅時というのが最低条件	○話し相手、お絵かき、しりとり、ゲーム等のあそびをして過ごす ○母親が昼間はパート等により家にいないケースが多いため、子どもだけの時に訪問することが多い	○訪問目的は心をほぐすことで、トラップやウソなどを行っている ○訪問で勉強は教えない	
誰の要請によるか	家庭⇒学校	本人及び保護者	学校	
手 続 きの 流 れ	①事業を学校から家庭へ紹介 ②家庭からの希望を受けた上で、学校からセンターへ派遣を要請、その際、学校長の許可済みの「訪問員派遣申込書」を提出 ③派遣前に、指導主事と相談員で学校へ出向き、配慮事項や様子を聴き、スタート	①学校と保護者とで今後の支援について十分に協議し、本人及び保護者が派遣を希望 ②教頭が教育センターに申込、派遣が適当である（ひきこもっているかどうかを基準）と判断された場合、学校が書類をセンターに提出 ③指導主事、相談員が学校へ出向き、これまでの学校の関わりや家庭の様子について情報交換 ④担任、家庭訪問相談員、保護者が学校で打ち合わせをし、スタート	①月1回定例で訪問指導員が学校へ行き、不登校生徒についての状況を尋ねる ②学校から訪問指導員の派遣依頼があれば、学校から保護者の承認をとる ※学校主導ではあるが、最終的には保護者の承認がないと訪問は不可能	
対 象 児 童 生 徒	○神経症型不登校の児童生徒	○神経症型不登校の児童生徒 ○母子家庭、経済的に厳しい家庭の児童生徒	○ネグレクト状態の家庭にはアプローチできずにいる	
市の取り組みにおける位置づけ	○家庭訪問相談は学生が相談員なので、学生が担当するのが明らかに難しい家庭の場合は、教育事務所、または指導課管轄の相談施設につなぐ	○家庭訪問相談→来所相談→適応指導教室→グループ活動→B中学校への転校という流れで考えている	○最終的な目標は学校復帰であるため、訪問では勉強は教えない ○学びたい子どもは学習相談室につなぎ、スポーツ交流、学校の中の相談室、とつなげていくのが目的	

(3) Z 市

Z市の家庭訪問相談員の派遣は、1990年度に当時の教育長の主導によって先進的な取り組みの1つとして始まった。その後1992年度より適応指導教室、2002年度より学習相談室の開設と、不登校支援の体制が整えられていく。

相談員については、X市やY市と異なり、退職校長・教員や、教員免許をもつ30～40代の女性なども採用されている。また、心理学既習、および心理職を目指す者も公募によって募集している。なお、Z市の家庭訪問相談員は、他の2市と異なり、不登校の子どもの対象とした学習相談室での学習支援の職務を兼ねている。相談員はY市同様に週3回の勤務であるが、訪問活動を行うのは週1日であり、残りの2日は学習相談室で学習支援を行っている。Z市では訪問活動を2人ずつペアで行っており、ペアによっては1日に7～10ケースに訪問する。

活動内容については、目的は心をほぐすことなので、他の2市と同様勉強は教えず、主にあそびである。また、Y市と同様に、訪問活動は他機関へのつなぎの役割も担っている。Z市は学校復帰を明確に目的に挙げているため、勉強したい子どもは訪問活動から学習相談室につなぎ、スポーツ交流、そして学校内の相談室へという流れが事業の中で想定されている。

3.2 活動の安全面の確保に向けた工夫

次に、3市の活動実態の比較によって、家庭訪問相談員の活動のうえで安全面の確保のためにいかなる工夫がなされているかを、大きく2点に分けて言及する。

第一に、活動前の子ども・家庭の状況把握である。『委託研究』では、相談員が活動前に子ども・保護者との顔合わせ・打ち合わせを強く必要としているのに対し、インタビュー（初回面接）を設定していない機関が44.8%あるということが指摘されている。しかし、3市ともに、活動前に子ども・家庭の状況把握を行ったうえで訪問活動が行われている。X市では、相談員を家庭に派遣する前に、指導主事と相談員で一度学校を訪れ、担任や養護教諭などから情報収集を行う。また、初回の訪問は相談員に指導主事が同行する。また、Y市でも同様に指導主事と相談員が訪問前に学校を訪れ、さらに担任・保護者・相談員の3者が学校で打ち合わせをしたのちに、初回の訪問が行われる。このようにX市とY市では、事前に学校・保護者・指導主事・相談員の4者間で打ち合わせが行われている。Z市においても、相談員は月1回定例で学校に行っており、長期欠席の子どもについての状況把握を行っている。

第二に、訪問の際の危機への対策である。まず、先述したように、X市は学生には対応が難しい家庭に関しては他の支援事業につなぐという点で、安全性は高い。X市は、相談員が心理学を学んでいるとはいえ経験が少ない学生が中心である。経済的に困難、保護者が疾病、虐待やDVの可能性など、支援のうえで困難が想定される家庭の場合、学生には対応できる範囲は限られてくるであろう。また、若い学生が1人で家庭訪問を行った場合、保護者との間のトラブルについても考慮する必要がある。

また、2人ペアで家庭訪問を行うというZ市の実践に

も注目しておきたい。Z市は心理学の専門性を訪問員の要件とはしておらず、事業の使い分けも行っていないが、1人ではなく、ペアで訪問することを条件としている。この点は、相談員の安全性を考えても、子どもに対する見立てに複数の意見が入る点でも工夫されている。2人の大人対1人の子どもということを考えると、プレッシャーや威圧感という点で子ども側の気持ちを考慮する必要はあるが、安全性を確保するという意味では支持できる。

さらに、X市でみられる保護者在宅時の訪問という条件も重要な工夫であろう。例えば、子どもが思春期を迎えた男子であった場合、小さな少年と二人きりの空間で過ごすのとは状況が異なり、暴力事件等の二次的な問題に発展する危険性も考えられる。相談員が女性であった場合は特に注意が必要である。保護者が在宅ということ子ども自身の衝動性が意識的におさえられる可能性を考えると、保護者在宅による安全の確保は重要な方策であるといえよう。²⁾

3.3 家庭訪問相談員事業が抱える課題

(1) 保護者の非協力・拒否

3市ではともに、家庭訪問相談員は派遣を拒否する家庭の子どもには関わることができないという課題を抱えている。X市では家庭からの要請によって、Y市とZ市では学校と保護者の協議によって家庭訪問相談員の派遣が決定される。そのため、いずれの市でも保護者の承認がなければ家庭訪問相談員を派遣することはできない。

その結果、恵まれない家庭環境が背景にある子どもへのアプローチが難しいという課題を抱えることになる。「不登校」のイメージとして広く流布している神経症的な長期欠席の子どもたちの陰には、恵まれない家庭環境のもとで「怠学」「遺棄」という形で登校しなくなっている子どもたちが少なからず存在する（保坂2000、伊藤2007）。もちろん各市でも、そのような長期欠席の子どもがいることは把握している。さらに、子どもにネグレクト状態である家庭と子どもに接触できない家庭はかなり重なるため、そうした子どもにこそ家庭訪問をしたいということも言及されている（Z市）。しかし、現行の家庭訪問相談員の枠組みでは、家庭からの拒否がある場合には家庭訪問ができず、ジレンマを抱えることとなっている。

今後に関しては、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の導入が問題の打開策の一つとして考えられる。伊藤・木村（2010）では、福祉の専門性を有するSSWが制度化されたことで、これまで本人や家庭からの問題提起を待たねばならなかったケースに対し家庭訪問を含めた対応が可能になったという事例が挙げられている。

(2) 義務教育終了後の対応

また、家庭訪問相談員による支援の対象となるのは3市いずれも義務教育段階の児童・生徒であり、中学校卒業後は支援の対象から外れてしまうという課題も見出せる。これは、家庭訪問相談員に限らず、教育支援センター（適応指導教室）などの3市の他のプログラムについてもいえることである。このような課題は、小・中学校が市町村の教育委員会の管轄、高校が県の教育委員会

の管轄であることと関連している。

しかし、長期欠席（不登校）の児童・生徒に対しては、義務教育時点だけではなく、「その後」の支援も必要とされるであろう。森田（2003）が指摘するように、不登校児童・生徒はその時点の「心の問題」だけでなく、「進路形成の問題」、そして社会的自立における困難を抱える。特に、家庭訪問相談員が派遣される子どもに関しては、その多くは教育支援センター（適応指導教室）に通うことができない状態であり、高等学校などに進学できない状況にあることも予想される。

Y市ではこのような課題をふまえて、「高校生」「青少年」のための教育相談の窓口を教育センターの中に立ち上げている³⁾。このように、長期欠席生徒が中学校卒業後も引き続き支援を受け続けられるような事業が、教育委員会の管轄の問題を超えて立ち上げられていく（あるいは連携が行われる）ことが望まれる。

また、教育行政の領域を超えた連携についても考えていくべきである。たとえば、若者の自立支援・就労支援を行う場である、若者サポートステーションやジョブカフェをはじめとした就労支援機関は、一つの連携先の候補であろう。もちろん、労働参加による自立支援を強調するだけでなく、就労へと足を踏み出せない状態にある人々への医療・福祉領域からの支援も必要不可欠である⁴⁾。医療・福祉・労働（就労支援）の領域と連携し、またそれぞれの領域が若者の実態をふまえて支援の枠組みをすり合わせていくことで⁵⁾、彼らの将来的な自立支援に向けた地域のネットワークを作っていく必要があるだろう。

(3) 家庭訪問相談員による支援の非継続性

家庭訪問相談員のメンバーの入れ替わりが多いために、子どもへの継続的な支援が難しいという課題も生じている。家庭訪問相談員はX市とY市では1年契約であり、主に心理職を目指す（あるいは心理学を勉強した）大学院生や若年者が支援実践の経験を積む場となっている。しかし、担当の相談員が1年ごとに入れ替わるような状況は、支援の相手が教育支援センター（適応指導教室）などに通うことができない児童・生徒であることを考えると、強い不安を与える可能性がある。また、相談員の入れ替わりの多さは、経験の蓄積・継承という面についても困難をもたらしかねない。

では、なぜ家庭訪問相談員の入れ替わりが多くなってしまふのか。その背景には、X市は最大週1回、Y市とZ市では週3回勤務の非常勤職であり、相談員の給与だけでは生計を立てていくことが難しいということがあ⁶⁾。

Z市に関しては、支援の非継続性という課題をふまえ、家庭訪問相談員の契約期間は2年である。そして、長期にわたり家庭訪問相談員を務められる人材を確保するために、心理職を目指す（あるいは心理学を勉強した）若年者に加えて、退職校長・教員や教員免許をもつ30～40代の女性といった、他の家族や年金による世帯所得の補完が可能な人材を採用している。

しかし本来は、長期にわたり家庭訪問相談員を勤められる人材を確保するために、その給与だけで生計を立てていけるような労働条件を整備すべきであろう。ただし、

3市ともに予算上の制約という背景によって、このような状況を余儀なくされているということを改めて指摘しておきたい。長期的な視野に立った予算の確保が、事業の将来的な成果へと関わってくるであろう。

4. おわりに

以上では、A県3市における家庭訪問相談員の事業について、家庭訪問相談員の活動実態を把握し、その活動実態を比較することで事業実施上の工夫と課題の背景・解決策を確認してきた。事業実施上の工夫については、相談員の活動の安全面を確保するための工夫について注目し、①学校・保護者・指導主事・相談員の4者による事前打ち合わせ、②支援事業の使い分け、③相談員の2人ペアでの家庭訪問、④保護者在宅時の訪問、という4つの工夫を見出した。

また、取り上げた課題の背景・解決策については、以下のことを述べてきた。第一に、保護者の非協力・拒否という課題については、保護者が関わりを拒否する家庭とネグレクト状態である家庭が重なるため、SSWを活用することが打開策の一つとなる。第二に、義務教育終了後の支援という課題については、小・中学校と高校の管轄を行う教育委員会が異なるという背景をふまえ、事業の立ち上げ（あるいは連携）による継続的な支援が行われることが望ましい。また、医療・福祉・労働（就労支援）の領域との連携も重要である。第三に、支援の非継続性については、予算の制約による相談員の非常勤での雇用が課題の背景にある。そのため、相談員の給与だけで生計を立てていけるような労働条件を整備するために、予算の確保が必要となる。

なお、本研究はA県3市の事例について検討してきたが、他の自治体の活動形態に注目することで、新たな事業実施上の工夫や、今回は触れられなかった課題の背景・解決策が見出される可能性がある。より幅広い自治体の例をもとに知見をさらに深めていくことを、今後の研究課題として挙げておきたい。

また、家庭訪問相談員にはいかなる専門性が必要かという課題も挙げられるだろう。3市ではいずれも心理職を目指す（あるいは心理学を勉強した）大学院生・若年者が採用されていたが、同時にY市やZ市では、教員免許は有するものの、心理学の専門性をもたない人材も採用されている。酒井・伊藤（2001）の調査でも、児童相談所ではメンタルフレンドにカウンセリングの知識を求めておらず、家庭訪問の事業の中で心理学の専門性をもつべきかについての見解は一致していない。また、福祉の専門性をもつスクールソーシャルワーカーに家庭訪問の役割が期待されている状況もある。家庭訪問の実践のなかで心理学や福祉の領域のどのような知識が活用されているのかを具体的な活動例をもとに検討し、家庭訪問相談員に要請される専門的知識は何かということを再考していく必要があるだろう。

注

1) スクーリング・サポート・ネットワーク（SSN）と

- は、文部科学省により整備された事業。不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や教育支援センター（適応指導教室）指導員の研修、家庭への訪問指導など、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター）を充実させたものである。
- 2) ただし、現代では共働きの家庭が多いこと、経済的に難しい家庭や片親の場合は日中保護者が不在であることは当然であろう。Y市ではX市に比べ家庭訪問を実施している家庭の数が圧倒的に多く、保護者不在時の訪問は、家庭のニーズに対応できるというメリットがあるとも考えられる。
- 3) 教育支援センター（適応指導教室）については、近年義務教育を終えた高校生を対象とした事業を開始する流れがあり、義務教育終了後の若者に対する支援の在り方には注目が集まっている。
- 4) 日本の自立支援は、所得保障なき就労支援が強調されている点に大きな特徴がある（岩田2008）。就労支援機関を利用した場合にも、職を得るまでの所得保障や精神的サポートが別途必要になる。そうした意味でも医療・福祉との連携は欠かせないものである。
- 5) 就労支援機関については、若者自立塾事業で年間予算（およそ10億）の7割が3年連続で返納されていたという事実もあり、自立支援の枠組みとそれを必要とする若者の実態との間でミスマッチが生じていることが指摘されている（保坂2010）。
- 6) 3市の給与を月給に換算すると（交通費を除く）、X市はおよそ10,500円、Y市は99,700円、Z市は96,000円である。
- 羽間京子・保坂亨・小木曾宏, 2011, 「接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員はどのようなアプローチが可能か——法的規定をめぐる整理」『千葉大学教育学部研究紀要』第59巻
- 保坂亨, 2000, 『学校を欠席する子どもたち——長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会
- 保坂亨, 2010, 『いま、思春期を問い直す——グレイゾーンにたつ子どもたち』東京大学出版会
- 伊藤秀樹・木村文香, 2010, 「スクールソーシャルワーカー活用事業は不登校支援をどのように変えるのか」酒井朗研究代表『不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学 平成19年度～平成21年度科学研究費補助金報告書』, pp. 19-39
- 伊藤茂樹, 2007, 「不登校をどう見るか」酒井朗編著『新訂 学校臨床社会学』放送大学教育振興会, pp. 38-51
- 岩倉拓, 2003, 「スクールカウンセラーの訪問相談——不登校の男子中学生3事例の検討から」『心理臨床学研究』第20巻第6号, pp. 568-579
- 岩田正美, 2008, 『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣
- 森田洋司編著, 2003, 『不登校—その後—不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』教育開発研究所
- 長坂正文, 2006, 「不登校への訪問面接の構造に関する検討——近年の事例と自験例の比較を通して」『心理臨床学研究』第23巻第6号, pp. 660-670
- 酒井朗・伊藤茂樹, 2001, 「不登校児のケアにおけるボランティア活動の社会的意味——児童相談所におけるメンタルフレンド活動を中心に」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第54巻, pp. 159-176
- 田嶋誠一, 2001, 「不登校・引きこもり生徒への家庭訪問の実際と留意点」『臨床心理学』第1巻第2号, pp. 202-214
- 横山利弘研究代表, 2005, 『文部科学省不登校児童生徒の訪問型支援のあり方に関する調査研究』平成15～16年度文部科学省委託研究

引用文献

- 張替裕子, 2008, 「スクールカウンセリングにおける家庭訪問を活用した不登校支援——『支援を求めない保護者』への支援という観点から」『目白大学心理学研究』第4号, pp. 125-135